

令和8年度「新潟市中小企業人材確保・育成支援事業」企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（200点満点）をその提案者の得点とする。
 選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------|---------------------------------|--|------|
| 大項目 | 小項目 | | |
| 1 実施内容 | (1) 社会情勢・実施目的的理解 | 本市の課題やニーズを的確に分析した上で、事業の実施方針を明確に定めていること | 10点 |
| | (2) リクルーター養成講座の開催 | キックオフセミナーの開催と養成講座プログラムの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 30点 |
| | (3) インターンシップ支援の実施 | コンサルティングの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 30点 |
| | (4) 多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催 | セミナーの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 20点 |
| | (5) ネットワーク制度の運用と登録促進 | ネットワーク制度の運用、周知や登録促進方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 30点 |
| | (6) ポータルサイトを活用した総合的な情報発信 | ポータルサイトの改修やコンテンツ作成・更新等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 20点 |
| | (7) 表彰制度の活用促進 | 表彰制度の活用促進について、効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 10点 |
| | (8) 本事業の効果にかかわる調査の実施 | 本事業の目的や趣旨を理解した上で、効果的な手法及び内容により、的確かつ迅速な実施が見込めること | 10点 |
| | (9) 関係機関等との連携 | 連携が必要な関係機関等を把握した上で、連携の効果的な手法が提案され、実施が見込めること | 10点 |
| 2 運営体制 | (1) 成果目標の実現可能性 | 支援の進め方やスケジュール等を明らかにし、確実な実施が見込めること | 10点 |
| | (2) 適切な進行管理 | 業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理の適切な実施が見込めること | 10点 |
| | (3) 個人情報管理・法令遵守 | 個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込めること | 5点 |
| 3 その他 | (1) ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | 企画提案評価基準「別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目」の評価項目のうち1つ以上に該当する | 5点 |
| 合 計 | | | 200点 |

別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目

| 選定基準・評価項目 | 採点基準 | 確認書類 |
|----------------------|---|--------------------|
| ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している。 | 計画届の写し |
| | □次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。 | 認定証の写し |
| | □厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。 | ホームページの宣言企業詳細画面の写し |
| | □新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。 | 登録証の写し |
| | □新潟県の「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」に認定されている。 | 認定証の写し |
| | □過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。 | 申請書及び許可書の写しなど |
| | □役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。 | 確認できる書類 |
| | □女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。 | 認定証の写し |
| | □女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。 | 計画届の写し |
| | □新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む）。 | 受賞決定通知又は表彰状の写し |

- ※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する
- ※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が120点を下回る場合は失格とする
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が120点を上回っても、大項目「1実施内容」及び「2運営体制」毎の得点が基準に満たない場合には失格とする